

令和 7 年 監 査 公 表 第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査（公益財団法人 大野城市スポーツ協会）の結果を同条第 9 項の規定により公表する。

令和 7 年 3 月 4 日

大野城市監査委員 中 村 明 彦  
大野城市監査委員 大 塚 み どり

## 1. 監査の概要

### (1) 監査の対象

#### ①対象団体

公益財団法人 大野城市スポーツ協会

#### ②所管部署

教育部 スポーツ課

### (2) 監査の範囲

令和5年度及び令和6年度（令和6年11月末日現在）における指定管理者交付金に係る出納その他の事務の執行

### (3) 監査の期間

令和6年12月16日(月)から令和7年3月4日(火)まで

- ・ 令和6年12月23日(月) 財政援助団体等監査に関する協議
- ・ 令和7年2月6日(木) 事前協議
- ・ 令和7年2月14日(金) 本監査
- ・ 令和7年3月4日(火) 講評

### (4) 監査の方法

監査の手法として、対象団体において、指定管理者として公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、関係法令や協定などに基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、当該公の施設の設置目的を効果的に達成するよう行われているかどうか、に主眼を置き監査した。

監査に当たっては、あらかじめ対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、関係諸帳票の照合確認を行い、特に令和5年度に市が交付金を交付した事業について、大野城市指定管理者交付金交付要綱及び関係例規に基づいた事務手続が適正に行われているかどうか、に留意し、出納その他の事務について監査を実施するとともに、令和5年度の決算及び令和6年度の予算執行状況、事業の進捗状況についても意見聴取を行った。

## 2. 監査対象とした調査事項

(1)令和6年度団体の概要及び分掌する事務・職員配置状況

(2)令和5年度指定管理者事業実績

①指定管理者交付金：令和5年度確定額 132,510,000円

②指定期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

《個別調査項目》

令和5年度の役員報酬、給料手当の支出に関する関係帳簿

(3)令和6年度事業実施概要及び予算執行状況

①指定管理者交付金：令和6年度概算払額 143,645,000円

②指定期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

※指定管理者として管理する施設名称及び根拠法令等

管理する施設名称	根拠法令等
大野城総合公園、 赤坂テニスコート、 旭ヶ丘テニスコート、 乙金多目的広場	・大野城総合公園の管理に関する条例及び同条例施行規則 ・大野城市社会体育施設の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則 ・乙金多目的広場の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則 ・大野城市指定管理者交付金交付要綱 ・大野城総合公園、赤坂・旭ヶ丘テニスコート及び乙金多目的広場の管理に関する基本協定 ・大野城総合公園、赤坂・旭ヶ丘テニスコート及び乙金多目的広場の管理に関する年度協定（令和5年度、令和6年度）

## 3. 監査の結果

指定管理者の指定から交付金の確定までの事務手続について、対象団体及び所管部署の関係書類を調査した結果、おおむね適正に処理されており、対象団体が実施した施設の運営及び管理業務に関する出納その他の事務についても、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、令和6年11月末時点における財務諸表や関係諸帳簿等に記載された預金等の残高は、預金通帳や残高証明等に記載された金額と合致しており、資産が実在していることを確認できた。

全体として、公益財団法人大野城市スポーツ協会における財務その他の事務の執行及び事務事業の実施状況、成果等についても、おおむね適正であると認められた。

#### 4. むすび

今回の監査に当たっては、公益財団法人大野城市スポーツ協会、及び所管部署職員の多大なる協力により円滑な監査が実施できた。

当該団体では、生涯スポーツ社会の実現に向け、指定管理者として市と一体となって、スポーツによるコミュニティづくりを推進し、多種多様な事業に対する効果的で効率的な取組や、公益財団法人として健全な法人運営が図られていることを確認できた。

また、全国的に中学校部活動の地域移行が進められているなかで、当該団体独自のスポーツ・レクリエーションリーダーバンク制度を活用して、市内中学校の部活動支援を実施するなど、競技スポーツの振興や生涯スポーツの普及振興とあわせて、地域との連携や地域スポーツの活性化などの推進が図られており、大野城市スポーツ推進計画（後期計画）の理念に掲げる『「市民皆スポーツ」の実現』に向けて重要な役割を担っている。

今後も、これまでと同様に公益事業の推進を図り、市、地域及び関係団体との連携により、大野城市における競技スポーツの技術の向上と、生涯スポーツ社会実現のために、より一層、尽力されることを期待する。

なお、指定管理者交付金の執行に当たっては、交付金の財源が貴重な市税等であり、公益上必要がある事業に交付されるものであることに留意し、引き続き適正な執行に努められたい。